

情報公開審査会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、情報公開規程第18条第4項に規定する一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会情報公開審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 審査会は、情報公開規程第18条第1項に規定する開示決定及び不開示決定等に関する審査請求があった時の第18条第4項に規定する回答に係る決定についての意見の答申を行う。

(組 織)

第3条 審査会は、委員3名以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、文書や情報の公開について優れた識見を有し、公正な判断をすることができる外部の学識経験者等の中から、運営委員会において選任する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、第25回デフリンピック大会終了後、精算業務及び報告書作成業務が終了し、運営委員会が解散するまでとする。

2 ただし、委員は第3条に定める定数に足りなくなる時は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、委員としての権利義務を有する。

(審査会)

第6条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 審査会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。議長は委員長とする。審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

3 審査会は、前項による審査結果を速やかに運営委員長に報告しなければならない。

4 審査会の事務は運営委員会事務局が行う。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

- 2 この要綱の改正は、連盟の理事会の決議を経て評議員会に報告する。
- 3 この要綱は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

- 1 この要綱は、2023（令和5）年11月11日から施行する。